

木更津市総合計画第3次基本計画及び実施計画策定方針

令和4年4月

企画部

1 基本計画及び実施計画の策定趣旨

本市では、「オーガニックなまちづくり」のステップアップを着実に図るため、未来に向けた発想の転換によるイノベーション(変革)を意識しながら、「人がつながり支え合うまちづくり」、「多様な地域資源を磨くまちづくり」、「ふるさとの未来に責任を持つまちづくり」を取り組むべき3つのテーマに掲げ、「地域創生」に向けた木更津イノベーションを起こし、市民のチャレンジが生まれ、人・もの・文化が循環する地域づくりを推進してきました。

このようななか、令和4年度をもって第2次基本計画の計画期間が満了することから、これまでの取組等について効果検証を行ったうえで、引き続き、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第3次基本計画及び実施計画を策定します。

2 基本計画の構成

基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成します。

(1) 基本構想

令和12年(2030年)を目標年度とした「魅力あふれる 創造都市 きさらづ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」を将来都市像とし、人・結ぶ・創造・躍動を基本理念とするまちづくりを進めていきます。

(2) 基本計画

令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とします。

総論として、基本フレーム(人口・財政の見通し、経済・産業構造)、重点テーマを位置づけるとともに、各論として、基本構想の第3章「政策大綱」に位置づけた基本方向、基本政策を踏まえ、4か年に実施する施策の目標、現状と課題、課題解決の方向性、主な取組の概要、施策目標の実現に関する指標を位置づけます。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定める施策の実現に向けて、主な取組の重点的な事業について、財政計画との整合を図り、基本計画期間である4か年の事業費を確保したなかで、毎年度見直しを図り、予算確定後に毎年度公表します。

3 基本計画及び実施計画の策定の基本的な考え方

基本計画及び実施計画の策定にあたっては、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

(1) 重点テーマの明確化

将来を見据え、計画の策定段階から、重点的に何に取り組むのか、優先して何に取り組むのかを明確にするなど、戦略性を持った計画づくりを行います。

(2) 施策の位置付け

第2次基本計画の成果や課題を踏まえて、基本構想に掲げる「5つの基本方向」、「20の基本政策」の方向性に沿って、今後4年間に取り組むべき施策を体系的に位置づけた計画づくりを行います。

(3) 市長マニフェストの実現

市長マニフェストを施策体系別に整理したうえで、次代へつなぐ未来を見据えたなかで、この4年間に取り組むべき施策及び事業を反映させた計画づくりを行います。

(4) 実現性・実効性の確保

少子高齢化の進行と人口減少社会の到来を踏まえた将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを行います。

(5) オーガニックなまちづくりの推進

木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例(通称:オーガニックなまちづくり条例)の3つの基本理念に基づき、計画の策定過程において、地域一体となって持続可能なまちづくりに取り組む計画づくりを行います。

(6) 市民協働による計画づくり

地域においては様々な行政課題が顕在化しており、従来の行政による画一的な対応だけではなく、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民と共に考え、協力し、市民協働による計画づくりを行います。

4 考慮すべき視点

第3期基本計画は次の視点に考慮して計画を策定します。

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

少子高齢化の進行と人口減少社会が到来するなかで、将来にわたり活力ある持続可能なまちを実現するため、人口の将来展望の達成に向けた「地方創生」のさらなる深化、加速化を図る必要があります。

(2) SDGs(持続可能な開発目標)の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した、令和12(2030)年を期限とする国際目標の達成に寄与するため、SDGsの理念や目標を踏まえた取り組みを進める必要があります。

(3) 公民連携によるまちづくりの推進

市民、事業者、行政など各々の主体が持つ技術やノウハウなどの強みを活かし、市民協働や民間活力を推進するため、公民連携による新たな事業スキームを検討する必要があります。

(4) DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

行政手続きのデジタル化や地域社会のデジタル化に取り組むことにより、多様化するライフスタイルやライフステージに応じたきめ細やかな市民サービスを提供する必要があります。

(5) 防災・減災意識の高まり

近年の大規模な地震や風水害による被害の発生、首都直下型地震等の大規模災害が想定されるなか、市民の命と暮らしを守り抜くため、防災・減災対策の強化・充実に向けた取り組みを進める必要があります。

(6) 市民アンケート結果の有効活用

令和3年度に実施した「魅力あるまちづくりに関する市民アンケート」の結果を踏まえ、市民の満足度に寄与する取り組みを進める必要があります。

5 策定体制

産業界、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の各団体や市民公募委員で構成する総合計画審議会や庁内各部等の次長級で構成する総合計画策定会議を中心に検討を進め、政策調整会議・総合政策会議を経て策定します。

6 策定スケジュール

別紙のとおり。

7 基本計画等の進行管理

取組結果については、毎年度終了後、施策毎に設定した成果指標の達成状況を踏まえた事後評価を実施し、必要に応じた見直しを行うことで施策の推進を図るとともに、速やかに公表します。

さらに、新規事業及び継続事業については、予算編成の前段として当該年度の状況、課題、成果を把握した上で、実施計画への採択、見直しを総合的に判断するとともに、次年度の市政運営の基本的な考え方、予算編成方針等に反映させます。

第3次基本計画等策定スケジュール

